

教育長

〉 それでは日程第 1、報告事項「会議及び諸行事報告」について説明をお願いいたします。

管理課長

〉 それでは日程第 1、報告事項、会議及び諸行事報告についてであります。5 月 28 日から 6 月 17 日までの報告でございます。

（議案 1 頁により説明）

〉 以上、教育委員関係の会議及び諸行事を報告させていただきました。事務局職員関係については説明を省略させていただきます。

教育長

〉 ただ今の、諸行事報告について、質疑等がございましたら発言をお願いします。

武藤委員

〉 端末機器の共同調達ということで、これはどれくらいの規模ですか。

管理課長

〉 全道規模で、ウィンドウズだとか i P a d だとか、3 種類くらい、道で決めたものをそれぞれ市町村が契約するような形で進んでいます。7 年度に予算措置をして 8 年度から新しい端末で動き出す予定であります。

教育長

〉 他にになにかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（各委員「はい」）

では次に移ります。日程第 2、令和 6 年度教育行政執行方針について説明をお願いします。

管理課長

〉 日程第 2、議案第 11 号、令和 6 年度教育行政執行方針であります。別冊の令和 6 年度教育行政執行方針（案）をご覧ください。教育行政執行方針（案）につきましては、これまでと同じく、大きく分けて、「はじめに」と「学校教育」、「社会教育」そして「むすび」の構成となっております。議案と同様に事前に配付させていただいておりますので、全文を読み上げての説明は省略をさせていただきます。2 ページでは令和 3 年度から始まったギガスクール構想によるタブレット端末を活用した更なる I C T の推進、3 ページにはじめの未然防止、不登校に対する体制等の充実、4 ページには西海市との姉妹交流や中高一貫教育について、5 ページに学校給食費の無償化による保護者負担の軽減、広尾っ子応援団活動への参加促進、5 ページ下段から 6 ページにかけては、博物館等の効率的な運営について、6 ページ下段には、スポーツ振興及び部活動地域移行について記載しているものであります。以上提案とさせていただきます。

教育長

〉この件についてなにかご質問等があればお願いします。

武藤委員

〉6ページのスポーツ振興について、総合型地域スポーツクラブの設立ということであるんですが、具体的にはどうなんですか。

社会教育課長

〉総合型地域スポーツクラブというのが、かなり前に構想、計画がうちあげられて、町村に一つのスポーツクラブを作りたいというのがありました。その中で各町村でどのような形の組織が出来るのかという部分を考えたうえで立ち上げていくという方向になっていたようです。本来であれば各競技に特化したものと、あと総合的にいろんな競技を教える団体、そういったものを地域につくるというのが狙いだったようです。なかなかうちのまちでは各スポーツ団体があつたり各地区の体育連盟とかがあつたので、それに近いような活動がされていたので、特段改めて組織建てというものは考えていなかったというような経過を聞いております。ただ、昨今町民がいつでも参加できる、スポーツに触れる機会を作る必要があるということで、今いろんなメニューを考えて、いろんな年代が参加できる事業をメニュー化して進めているような状況です。後々それを一つの組織として、クラブとして運営できるような方向性でやっていきたいなと考えているところです。

大森委員

〉よろしいですか。そうすると、建物をまず建ててということではなく、どういうふうな運営をしていくのかという内容の方を充実させていこうということですか。

社会教育課長

〉今、積極的にやっているのは、まずメニューを決めてそれに参加してもらうということをやっています。本来であれば一つのクラブという組織を作ってそこが運営主体となって、そういったメニューを提供して集まってもらうというのが本来のかたちだと思うんですが、でも今その組織がない状況なので、まずは需要がどの程度あるか、こういったものに興味があつてこういったものに参加してもらえるかというのを、まずは調査段階ということで動いています。将来的には独自のメニュー設定から指導からという組織をスポーツクラブで立ち上げたいというのが狙いですね。

大森委員

〉これは広尾町、一町村単位で考えていますか。

社会教育課長

〉一町村単位ですね。

大森委員

〉これは要望が出たのは何年ごろですかね。

社会教育課長

〉私が以前スポーツ係にいた頃なので、平成１１、１２年くらいに地域総合型スポーツクラブの話が出始めてます。２３年くらい前です。

大森委員

〉そうすると、いろいろ町民の意識も変わってきているだろうし、人口的にも変わってきてるし、社会的にいろんな事情が大きく変わってきていると思います。

社会教育課長

〉最初に、文科省から来たときは学校を拠点としたという考え方があったようですね。各学校単位でその地区の学校の施設を利用した地域クラブみたいなものをというのを想定されてたというのがあったと記憶しています。

大森委員

〉どんどん人口的にも変わっていくでしょうし、世代も変わってきているんで、そのあたりでもう一度再構築というか、必要でしょうね。

社会教育課長

〉そうですね、他の町村なんかは、あるスポーツ競技に特化したものでクラブを作って、例えばサッカーはそうですね、幕別のクラブもありますけど地域総合クラブとして立ち上がったクラブのひとつで、それで地域のクラブをという形のそういうところが今は多いと思います。それをどういう形でやっていくかというのは各自治体の考え方のかなと思います。いろんな種目を教える場を提供する形でやっていくか、競技に特化した形でやっていくか、やり方というのはその地域の実情に沿った形でやっていくしかないのかなと思っています。

大森委員

〉例えばそういうことを考えたときに、町民からの意見を聞くだけではなく、事務局自体がいろんなところを見聞きする、勉強するということはされるんですか。

社会教育課長

〉いろんな研修会だとか、たとえばスポーツ推進委員の研修会だとか、テーマとして取り上げてた経過はあったと思うんです。そういったものに職員なり委員なりが参加して話を聞いたりだとかというのは、やってきてると思います

大森委員

〉いろんなまちづくりについてのことを町民を交えて熟議だとかされてますけども、町民

の側から聞くだけではなく、事務局の方からこういう考え方もあるとか、こういうことをやっているところもあるとかいう情報を提示するというのはすごく大事なかなと思うんですよね、いろんな選択肢を広げるという意味で。なので、大変だとは思いますが、南十勝だけではなくて、十勝管内だけではなくて、全国いろいろ似たような感じのところもあると思うので、そういうところもぜひ調べて、情報発信をしていただければと思います。

教育長

〉他に何かございますか。

齊藤委員

〉2ページから3ページにかかるところで、インターネットに係る部分とか凶悪犯罪とかいう部分があるんですけども、家庭と連携した道徳的判断の育成を進めてまいりますというところがあるんですけども、もうちょっとしっかりしてもらいたい保護者がいるのかなと思います。もうちょっと家庭教育の部分を強調するような形が出来ないかなと思います。学校に求めているような気もするんですよね。ですから学校での教育と家庭での教育とのメリハリが分からない保護者がいるのかなと思いますので、もう少し強調できないのかなというのが思っているんですけども。

管理課長

〉学校教育のカテゴリーのところではあるので、家庭教育のところではこれ以上詳しく書くのは難しいところではあるとは思いますが。

齊藤委員

〉何かこういったところを強調できるところがないのかなと、ちょっと思いますけども。

教育長

〉今、齊藤委員の方から言われたところをお聞きして、学校教育だけではないんですけども、コミュニティスクールをやるときにですね、日渡教授という方から言われたんですけども、学校教育に関心があるPTAの役員とかやられている方は、その方はよろしいんですけど。その向こうの学校に関心のない保護者をどう巻き込んでいくか、今言われたようなことを講話の中で言われたんですよね。学校教育だけではもちろんできないので、社会教育も含めてということになるんですよね。スマホとかを使っている子供に対してどういったお話をするのかという講話を聞いたことがあるんですよね、そういった部分の情報発信を会場に来た人だけではなくて、どこかでPTAの会合ですとか、そういったところに少しずつ染み込ませていかなくてはならないという思いで話を聞いておりましたので、そういった案件がいろんな場面で出てくると思うんですけども、そういった情報発信が可能な部分を模索しながら、取り組んでいきたいと思っています。

大森委員

〉社会教育の中でなにかそういったことを外部から講師を招いて行われた講演のときに、

現実問題としてこういうことが起こっているんだということを、大人側がまず、こういうことが起っているということを認識するのが大事ということをお話しされていたんですよね。なのでそれも社会教育の中に充分含めるべきことかなと思うので、ほんとに家庭教育というところで大きく載せられないとしたら社会問題なので大人が認識すべきことのひとつとして取り上げるべき問題かなと思います。

教育長

〉ありがとうございます。他に、よろしいですか。

（各委員「はい」）

では次に移ります。日程第3、協議事項、令和6年度一般会計補正予算（第2号）について説明をお願いします。

管理課長

〉日程第3、協議事項、令和6年度一般会計補正予算（第2号）についてでございます。管理課総務係、学校教育係関係部分の歳出から説明いたします。回の補正には、4月1日付け人事異動による人件費の調整がふくまれております。人件費の補正については、説明を省略させていただきます。8ページをお願いいたします。9款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費、10節、需用費であります。教育長就任・退任挨拶状の印刷費として、3万4千円を増額補正するものです。次に、3目、教育振興費、18節、負担金補助及び交付金であります。姉妹市町交流振興会交付金で21万6千円を増額補正、これは1人2万7千円の自己負担金、8名分を町費により負担することとしたことによるものです。同じ節の、広尾高校生徒遠距離通学費助成金は町外から広尾高校へ通学する生徒が想定よりも多かったため増額補正するものであります。次の、広尾高校生徒進学助成金は今年度の入学者数の確定により減額補正をするものであります。次に、9ページ、2項、小学校費、1目、学校管理費、10節、需用費です。これは、GIGAスクール端末の保守修繕を、12節のGIGAスクール端末保守委託で行うことを予定しておりましたが、契約に際し条件が整わなかったため、委託料を全額減額し、修繕料で対応することとしたものです。10ページの中学校費の修繕費についても同様でございます。9ページにお戻りください。12節、委託料の校務用パソコン・サーバー設定委託料及び、17節、備品購入費の学校運営備品購入費は校務用パソコンの更新に係るものです。10ページの中学校費についても同様でございます。9ページにお戻りください。18節、負担金補助及び交付金の修学旅行費助成金であります。これは修学旅行に係る費用の2分の1の額、千円未満切り捨てです、これを助成するものです。10ページの中学校費も同様です。今年度の中学校の修学旅行については4月に実施済みであります、助成に係る要綱の制定において、適用を4月に遡及することで、今年度実施分の修学旅行費から助成金を支給いたします。次に歳入です。7ページを開きください。15款、道支出金、2項、道補助金、7目、教育費道補助金、2節、学校教育費補助金であります。スクールソーシャルワーカー活用事業補助金について、当初予算より22万8千円を増額補正となっております。これに伴い、歳出の、9款、1項、3目、18節の財源内訳の国道支出金が増え、その他が減となっております。管理課総務係、学校教育係分については以上であります。

社会教育課長

〉 11ページをお願いします。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費、14節、工事請負費の文化財標柱設置工事につきましては、経年劣化による標柱の更新を年次的に実施する計画で、今回は2か所について更新を行うものであります。次の18節、負担金補助及び交付金につきましては、コミュニティ助成事業の交付決定を受けたことによるもので、茂寄町内会に対しまして、陣屋太鼓に使用する太鼓と、町内会用の備品の購入に対するものです。次に2目、公民館費です。10節の需用費の修繕料につきましては、消防用設備点検において誘導灯の交換が必要となったものです。12節、委託料の音調津総合センター灯油タンク洗浄委託料は、経年による汚れの洗浄のため行うものであります。次の4目、海洋博物館・伝習館費ですが、10節の需用費、修繕料につきましては、こちらも消防用設備点検について、火災報知機の交換が必要となったものであります。12ページをお願いいたします。5項、保健体育費です。2目、体育施設費、10節、需用費の修繕料は、経年による臨時的な修繕に対応するためのものであります。12節、委託料の丸山球場ホームベース等更新委託料は、経年劣化による更新を行うものです。14節、工事請負費の青少年研修センター屋根改修工事は、雨漏りが発生しており緊急性を要することから、行うものであります。次の青少年研修センターWi-Fi環境整備工事は、当初予算で載せておりましたが、当初設計にない宿泊棟から体育館に通す配線作業が必要となったことによるものであります。続きまして歳入の7ページをお願いします。下段の20款、諸収入、5項、雑入、2目、雑入、5節、雑入であります。細節で説明いたしました社会教育総務費のコミュニティ助成事業交付金の助成金であります。社会教育課の関係は以上です。

学校給食センター所長

〉 学校給食センター分の補正予算について説明いたします。学校給食費無償化事業に係るものとなっております。初めに歳入の補正について説明いたします。7ページをお願いいたします。12款、分担金及び負担金、1項、負担金、4目、教育費負担金、1節、学校給食費負担金で、17,596千円の減額補正予算を計上しております。内容につきましては、町内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者が負担する、学校給食費を町が負担し、保護者の経済的負担の軽減を図るものであります。補正額につきましては令和6年度の当初予算で計上しました学校給食費の小学校及び中学校分のうち対象となる児童生徒分の給食費を減額補正するものです。次に歳出の補正について説明いたします。議案の12ページの下段となります。9款、教育費、6項、学校給食費、1目、学校給食費、18節、負担金補助及び交付金です。学校給食費助成金です。内容につきましては対象となる児童生徒が、アレルギーにより給食が食べられない理由で自己負担でアレルギー対応食を持参した場合、無償で給食を食べる児童生徒との不公平感が生じるため、現行の給食費の単価に持参したアレルギー対応食の食費を乗じた額を学校給食費助成金として保護者に交付するものです。なお、今回説明しました学校給食費無償化事業の内容につきましては、要綱で定めたうえ、令和6年4月1日に遡及し実施する予定としております。以上補正に係る説明を終わります。

教育長

〉この件についてなにかご質問等があればお願いします。

大森委員

〉西海市の交流なんですけど、今年は広尾町の子どもが西海市に行くんですね。

管理課長

〉前年度、今年の１月末に受け入れされて、その子たちが、今度は西海市の方に夏休み中に行くことになります。

大森委員

〉西海市の方から子どもたちが来るときの費用というのは西海市側が負担しているということですね。

管理課長

〉そうですね、こちらからは助成していないので、こちらに来られる旅費等は西海市の方で負担しております。

大森委員

〉広尾の子どもたちが行くときも、費用は西海市の方からは特になくて、広尾の方で全部負担ということで、お互い持ち合っているということですね。自分の分は自分で出していると。

管理課長

〉そうです、はい。

齊藤委員

〉修学旅行の小・中両方なんですけども、新聞などで物価上昇に伴う短縮とかというのが目にするんですけど、広尾の小中学校というのは今のところはどうですか。

管理課長

〉今のところ、短縮するという話は出ていないですし、今、中学校は東京なんですけど、それを変えるという話も出ていないです。今のところ変わる予定は聞いてないです。

教育長

〉他に何かございますか。よろしいでしょうか。

（各委員「はい」）

それでは日程第３、その他なんですけど、事務局から何かございますか。

管理課長

〉 2点ございます。教育委員会事務局職員の人事異動について、今年度は町長の改選期のため7月の人事異動となります。本日の教育委員会会議には間に合わず、お諮りできませんでしたので、後日、持ち回りにて開催したいと考えております。8月の教育委員会会議は学校開催の予定です。授業を見ていただいて、給食を食べて、そのあと会議という流れになります。今年度は広尾中学校で開催する予定となっております。日程等が決まりましたら連絡いたします。

教育長

〉 それでは第4回広尾町教育委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(14:08)

この会議録は、令和6年6月18日に開催の教育委員会会議の確定に基づいて作成した。
(当日の議案は別紙のとおり)

教育長 山 岸 直 宏

教育長職務代理者 武 藤 敏 広

(令和6年6月25日調製)

管理課長